明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報
編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令（財務・厚生労働・農林水産二）　一
○廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令（環境一二）　二
〔告　示〕
○競馬を行うことができる町を指定する件（総務二八〇）　三
○日本国に帰化を許可する件（法務一六一）
○豚及びいのししに係る家畜伝染病の発生リスクが高まっているものとして農林水産大臣が指定する地域を定める件の一部を改正する件（農林水産一二九四）　四
○登録特定飼料等製造業者の代表者の氏名の変更に係る届出があった件（同一二九五）
○保安林の指定をする件（同一二九六）
○砂防法第二条の土地を指定する件（国土交通一〇八一～一〇八三）
○低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物に係る無害化処理の内容等の基準等の一部を改正する件（環境五一）　五
○道路に関する件（中部地方整備局一〇三）　七
○道路に関する件（中国地方整備局八〇～八四）　八
〔人事異動〕
会計検査院　八
〔官庁報告〕
官庁事項　八
登録海技免許講習の登録に関する公示（国土交通省）　八
登録海技免許講習実施機関の登録事項の変更に関する公示（同）　八
登録船舶職員養成施設の登録事項の変更に関する公示（同）　八
国土調査の成果の認証の公告（国土交通省）　八
〔公　告〕
諸事項
官庁　八
有権者申出方、建設業の許可の取消処分、隊員の懲戒処分に係る被疑事実通知書等関係　八
裁判所　八
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、再生関係　八
会社その他　九

省令

○財務省・厚生労働省・農林水産省令第二号

農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第五十七号）第十七条第一項及び第四十六条並びに農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律施行令（令和二年政令第七十三号）第四条の規定に基づき、農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年八月四日

財務大臣　麻生　太郎
厚生労働大臣　田村　憲久
農林水産大臣　野上浩太郎

農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令

農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律施行規則（令和二年財務省・厚生労働省・農林水産省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分を加える。

改正後	改正前
（施設認定農林水産物等） **第十三条**　法第十七条第一項の主務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。 一　タイ又は中華人民共和国に輸出される農産物（その加工品を含む。以下同じ。） 二　アメリカ合衆国、アラブ首長国連邦、アルゼンチン、インドネシア、ウルグアイ、欧州連合の構成国、オーストラリア、カタール、カナダ、サウジアラビア、シンガポール、タイ、大韓民国、台湾、中華人民共和国、バーレーン、フィリピン、ブラジル、ベトナム、香港、マカオ、マレーシア又はミャンマーに輸出される畜産物 三　アメリカ合衆国、インド、インドネシア、ウクライナ、欧州連合の構成国、オーストラリア、サウジアラビア、タイ、大韓民国、中華人民共和国、ナイジェリア、ブラジル、ベトナム、ペルー又はロシアに輸出される水産物 四　（略）	（施設認定農林水産物等） **第十三条**　法第十七条第一項の主務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。 一　タイに輸出される農産物（その加工品を含む。以下同じ。） 二　アメリカ合衆国、アラブ首長国連邦、アルゼンチン、インドネシア、ウルグアイ、欧州連合の構成国、オーストラリア、カタール、カナダ、サウジアラビア、シンガポール、タイ、大韓民国、台湾、バーレーン、フィリピン、ブラジル、ベトナム、香港、マカオ、マレーシア又はミャンマーに輸出される畜産物 三　アメリカ合衆国、インド、インドネシア、ウクライナ、欧州連合の構成国、オーストラリア、サウジアラビア、大韓民国、中華人民共和国、ナイジェリア、ブラジル、ベトナム、ペルー又はロシアに輸出される水産物 四　（略）